

南関町関所っ子応援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町が子どもの出生を祝福するとともに、子どもの健やかな成長を願い支援することにより、豊かで活力あるまちづくりと出生率の向上及び人口の増加につなげるため、子どもを養育する者に対し南関町関所っ子応援金（以下「応援金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校、義務教育学校、特別支援学校、中等教育学校、高等学校、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (2) 小学校等 前号のうち、小学校、義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部をいう。
- (3) 中学校等 第1号のうち、中学校、義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部及び中等教育学校の前期課程をいう。
- (4) 高等学校等 第1号のうち、高等学校、特別支援学校の高等部、中等教育学校の後期課程、高等専門学校及び専修学校をいう。
- (5) 対象児 出生した子をいう。
- (6) 子 新しく学校等に入学し、申請日時点で引き続き在学している者をいう。

(交付要件)

第3条 応援金は、次の各号すべてに該当する者に対して交付するものとする。

- (1) 令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間に対象児又は子を養育する者であること。
- (2) 対象児、子及びこれらを養育する者が住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条の規定により本町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を本町に有する者であること。
- (3) 同一世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号から第5号に規定する暴力団の構成員でないこと。
- (4) 同一世帯全員が町税等を滞納していないこと。

(応援金の額)

第4条 応援金の額は、次の各号のとおりとする。

- (1) 対象児 10万円とする。
- (2) 子 学校等の入学時に、それぞれ5万円とする。ただし、高等学校等の入学に係る応援金については、中学校等を卒業後1年以内に高等

学校等に入学した者に限る。

(応援金の交付申請等)

第5条 応援金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、南関町関所っ子応援金交付申請書(様式第1号)に次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票謄本
- (2) 在学証明書(町外の学校等に入学した場合に限る。)
- (3) 同一世帯全員の町税等の未納がないことを証明する書類
- (4) その他町長が必要と認める書類

2 前項に規定する交付申請の提出期限は、対象児の誕生日又は子の入学日から3月以内とする。ただし、令和7年度中に対象児がいる場合は、当該年度内に提出しなければならない。

(応援金の交付決定等)

第6条 町長は、前条の交付申請があった場合は、その内容を審査し、応援金を交付することが適当と認められるときは、予算の範囲内において、応援金の交付の決定をするものとする。

2 町長は、前項の規定により応援金の交付決定をしたときは、その旨を申請者に南関町関所っ子応援金交付決定通知書(様式第2号)により通知するものとする。

(応援金の請求等)

第7条 応援金の交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、南関町関所っ子応援金交付請求書(様式第3号)を町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求を受けたときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは速やかに交付決定者の指定する金融機関の口座に振り込む方法により応援金を交付するものとする。

(応援金の返還等)

第8条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、交付決定を取消し、応援金の返還を命ずることができる。

- (1) 対象児又は子が応援金の交付決定後1年以内に転出したとき。
- (2) この要綱に違反したとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為があったとき。
- (4) 町長が特に適当でないと認めるとき。

2 町長は、前項各号のいずれかに該当する者で、やむを得ない特別の事情がある場合は、当該応援金の全部又は一部の返還を免除することができる。

3 交付決定者は、町長が第1項各号に基づき交付決定を取消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

附 則
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。